

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食品の物価高騰に対する特別加算	多良木町食料品等物価高騰対策緊急生活支援金支給事業	①米などの食料品等の物価高騰による影響を受けている住民に対し、住民1人当たり1万円を世帯主に給付することで負担の軽減を図り、併せて消費の下支えを行う。本町において、食料品等の物価高騰は、全体的に住民の生活を圧迫しており、緊急的な支援が必要な状況となっている。公金受取口座を活用することで商品券と比べ約2ヶ月早く支援を開始できる現金給付により迅速な生活者支援を行うもの。 ②給付金及び事務費 ③対象者8,200人×10千円=82,000千円 郵送料 944千円 振込手数料 456千円 封筒印刷代(4,000世帯) 96千円 消耗品費(印刷機トナー、コピー用紙他) 300千円 時間外勤務手当 699千円 一般財源4,795千円 ④令和8年1月1日において本町に住所を有する者	R8.1	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援(第3弾)	LPガス価格高騰対応生活者支援事業(第3弾)	①物価高騰の影響を受けるLPガス使用世帯に対し、県LPガス協会を通して料金の一部を補助することにより、LPガス使用世帯の経済的負担を軽減する。 ②補助金 ③補助金(1,165世帯×5,000円)+事務費(1,570千円) 補助単価(5,000円)÷R6.8時点の価格(94.3円/m ³ ×県内一般世帯の月平均使用量(9.1m ³)×6ヵ月分)より算出。 県交付金充当額 3,697千円 一般財源 1千円 ※事務費については、県内事業実施市町村で、支援世帯数で案分し負担。 ④多良木町内LPガス使用世帯(2,360世帯)	R7.6	R8.3
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	上水道料金負担軽減事業	①目的:燃料費や電気・ガス・食料品等の物価高騰による影響を受けた事業所・住民(公共施設を除く)に対し、上水道の基本料金の半額を1年間免除する。 効果:水道料金の減免を実施することにより、安定的な生活が維持できる。 ②減免事業に係る事務費・職員手当・需用費、役員費 減免分を上水道事業に繰り出す補助金 ③職員手当 10,000円 需用費 消耗品費 コピー用紙、事務用品等 10,000円 印刷製本費 通知用封筒印刷 80,000円 役員費 減免通知郵送料 301,000円 補助金 基本料金の半額を1年間免除 補助金 一般用 基本料金 1,600円(税抜)×1/2=800円 800円×1.1×12ヶ月×3,230件 営業用 基本料金 4,800円(税抜)×1/2=2,400円 7,500円(税抜)×1/2=3,750円 12,000円(税抜)×1/2=6,000円 2,400円×1.1×12ヶ月×96件 3,750円×1.1×12ヶ月×24件 6,000円×1.1×12ヶ月×40件 ※営業用の基本料金の単価は使用水量によって、金額を設定してある。 一般財源 1,887千円 ④交付対象者 上水道利用契約者 3,385件/月(公共施設を除く)	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策商工会商品券発行補助事業	①商品券を販売する商工会へ15%のプレミアム分を助成することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者に対して、消費の下支えを行い地域消費の喚起と生活者の負担軽減を図る。 10,000円の商品券(11,500円分)を4,000冊販売。 ②補助金(7.174率15%分を補助) ③10,000円×15%×4,000冊=6,000,000円 一般財源 2,846千円 ④多良木町商工会	R7.6	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策入学祝い金給付事業	①小・中学校入学を迎える児童の保護者に対し給付金を支給することにより、物価高騰に直面する子育て世帯の小・中学校入学準備に係る経済的負担の軽減を図る。 ②小学校及び中学校入学を迎える児童の保護者への給付金。 ③小学校分 10千円×43人=430千円 中学校分 30千円×71人=2,130千円 ※物価高騰に伴う増額分 中学校分10千円×71人=710千円に交付金を充当する。 一般財源 1,850千円 ④小学校及び中学校入学を迎える児童の保護者	R8.1	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対策副食費補助事業	①物価高騰の影響により、家計が圧迫されている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、町内在住の満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費の保護者負担分を9ヶ月間無料とする。(教職員は除く)。 ②副食費 ③4,900円×のべ763世帯+4,110円=3,742千円 一般財源 946千円 ④交付対象者は、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者であるが、当該無料化金額を町が特定教育・保育施設等に対して支払う。	R7.7	R8.3
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	球磨焼酎原料米価格高騰対応蔵元支援事業	①球磨焼酎原料米価格高騰の影響を受けている町内に事業所を有する蔵元への支援を行う。 ②令和7年度の原料米仕入れ価格の高騰分の一部を蔵元に交付する補助金 ③1,000円/30kg×30,000kg×7蔵元=7,000千円 一般財源 4,000千円 ④町内に事業所を有する蔵元	R7.6	R8.3
8	③消費下支え等を通じた生活者支援(第4弾)	LPガス価格高騰対応生活者支援事業(第4弾)	①物価高騰の影響を受けるLPガス使用世帯に対し、県LPガス協会を通して料金の一部を補助することにより、LPガス使用世帯の経済的負担を軽減する。 ②補助金 ③補助金(1,165世帯×2,000円)+事務費(699千円) 補助単価(2,000円)÷R7.2時点の価格(99.7円/m ³ ×県内一般世帯の月平均使用量(9.1m ³)×3ヵ月分)より算出。 県交付金充当額 1,514千円 一般財源 1千円 ※事務費については、県内事業実施市町村で、支援世帯数で案分し負担。 ④多良木町内LPガス使用世帯(2,360世帯)	R7.10	R8.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策重点支援交付金地域公共交通事業者支援事業	①エネルギー・食料品等の価格高騰による影響を受けながらも、住民生活や経済活動を支えている地域交通事業者に対し、事業者支援金を給付し、安定的な事業が維持できるよう支援を行う。 ②各自治体の負担額(負担割合はま川鉄道線に対する経営安定化補助金の負担割合により算出) ③ア 基本額 4,000千円 イ 車両保有台数等に応じた加算 5両×200千円/両 支援金額計5,000千円のうち多良木町負担額:787千円 ④ま川鉄道線	R8.3	R8.3
10	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	多良木町公立学校物価高騰対策支援事業	①光熱費等の価格高騰の影響を受けている公立小・中学校に対し、光熱費の上昇分を支援することで、教育の質を確保する。 ②光熱費(電気代)の上昇分 ③基本料金 R4-R7の単価差(円)×契約電力(kW)×12ヶ月分 96.78×431×12=500,546円 R4-R7の単価差(円)×契約電力(A)×12ヶ月分 19.24×60×12=13,853円 使用料金 R7年度使用見込量(kWh)×R4-R7の単価差(円) 426,220×3.99=1,700,618円 9,625×0.74=7,123円 合計 2,222,140円=2,223千円 ※一般財源 1,223千円 ④多良木町内公立学校	R7.4	R8.3
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	防犯カメラ設置補助事業(臨時交付金活用事業)	①物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援を行う。 ②防犯カメラを設置する町民等への設置費用等の一部補助金 ③補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、2万円を限度とする。 件数:36件、補助額:671,500円 内訳:30,000円×29件、11,800円×1件、14,500円×1件、15,700円×1件、16,000円×1件、16,700円×1件、17,400円×1件、19,400円×1件 ※一般財源 1千円 ④交付対象者:町内において防犯カメラの設置を行う町民等、町税等を滞納していないこと(世帯の世帯員についても同様)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者、同様の補助金を支給していない者	R7.7	R8.3